

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程  
社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成  
28年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会（以下「本会」という。）  
の役員等に支給する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（役員等の定義）

第2条 この規程における「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

（1）評議員 社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）  
第6条に規定する評議員をいう。

（2）理事 定款第18条に規定する理事（理事たる会長及び副会長を含む。）を  
いう。

（3）監事 定款第18条に規定する監事をいう。

（4）会長が委嘱又は依頼した各種委員、地域福祉推進員及び相談員

（報酬）

第3条 評議員に対しては、定款第10条の規定により報酬を支給しない。

2 理事のうち会長及び副会長に対しては、定款第25条の規定により報酬を支給す  
るものとし、それ以外の理事に対しては、報酬を支給しない。

3 監事並びに前条第4号に規定する各種委員、地域福祉推進員及び相談員に対して  
は、報酬を支給しない。

（会長及び副会長の報酬額等）

第4条 会長の報酬は、月額5万円とし、会長としての職務（理事としての職務を含  
む。）に従事した報酬として支給する。

2 副会長の報酬は、1日につき1,500円とし、副会長としての職務（理事の職  
務として理事会又は社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会部会設置規程に基づく部  
会に出席したときを除く。）に従事した報酬として支給する。

3 前項の規定に基づいて、副会長に対して報酬が支給されることとなる職務に対  
しては、次条第2項の規定は適用しない。

4 会長に支給する報酬は、職員に対する給与の支給に準じて月1回支給するもの  
とし、副会長に支給する報酬は、一括して毎年度末にこれを支給する。

（費用弁償）

第5条 役員等に支給する費用弁償の種類は、法令に定めがある場合のほか、社会福  
祉法人岩沼市社会福祉協議会役員等の旅費に関する規程の例による。

2 役員等（会長を除く。以下本項において同じ。）が岩沼市内又は近隣の市町村（岩  
沼市から50km圏内をいう。）において本会の評議員会、理事会、各種委員会その  
他の会議に出席したときは、その費用弁償として前項の規定にかかわらず別表に定  
める額を支給する。ただし、地方公共団体の職員及び本会職員（嘱託職員その他の  
職員を含む。）と役職を兼ねる役員等を除く。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって社会福祉法（昭和28年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める役員等の報酬及び費用弁償の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によりこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第5条第2項関係）

役員等名	費用弁償の額	備考
評議員	1回につき1,500円	
理事	1回につき1,500円	理事たる副会長を含む。
監事	1回につき1,500円	
各種委員、地域福祉推進員 及び相談員	1回につき1,500円	